

相 談 無 料

※予約不要、直接下記日時に会場にお越しください。

# 最低賃金引き上げに伴うお悩み相談してみませんか？

課題を抱える企業のため、社会保険労務士などの専門家が賃金引き上げに向け、助成金が活用できないかなどの相談に対応します。

日時  
2023年10月19日（木）10時～16時

会場  
豊田市福祉センター 4階45号室  
(豊田市錦町1丁目1番地1)  
駐車場多数ございます

ご相談いただける内容

飲食業・小売業の販売促進、SNS活用

業務改善助成金（裏面参照）、その他各種助成金の活用

生産性向上（業務効率化・IT活用）対策

求人票の書き方

介護職処遇改善加算の申請方法 など

相談対応機関・対応専門家

- ・ハローワーク豊田
- ・愛知県よろず支援拠点
- ・愛知働き方改革推進支援センター
- ・公益財団法人介護労働安定センター 愛知支部

各機関ごとにブースを設け専門家にご相談にのります。

**主催 豊田労働基準監督署**

※この相談会は、労働基準監督署の調査・指導を目的とするものではありません。

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日  
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

# 業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、資金引き上げ後の申請が可能に

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行つた中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画

設備投資等の計画  
機械設備、ソフトウェア、  
人材育成、教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の  
955円（差額35円）  
の工場

対象外  
955円（差額35円）  
の工場

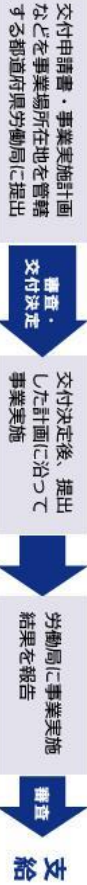
### 拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
50円以内の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
955円の工場  
対象に！

差額が50円以内には拡大される  
ので、助成金を受けられる  
ようになります。

## 助成金支給までの流れ



### ② 資金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出  
・ **資金引き上げ計画**  
・ **事業実施計画（設備投資  
等の計画）**

事業実施計画  
賃上げ  
計画  
審査を待ちます。

（審査の上、交付決定を受けたら）  
・ 計画に基づく賃上げの実施  
・ 計画に基づく設備投資等の実施

### 拡充後

＜対象＞  
事業場規模50人未満のみ  
2023年4月1日から12月31日  
までに資金引き上げを実施して  
いれば、資金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です  
・ **資金引き上げ結果**  
・ **事業実施計画（設備投資等の  
計画）**

事業実施計画  
賃上げ  
結果

### ③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

### 拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

① 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 助成上限額

コーズ 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
45円 コース	45円以上	4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
60円 コース	60円以上	10人以上*	120万円	130万円
		1人	45万円	80万円
90円 コース	90円以上	2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
		1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
		1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特別事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 特例事業者

以下の条件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量 要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価 騰貴等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の製造原価が前年同月比に3%ポイント以上低下している事業者

※ %ポイント（パーセント）とは、パーセントで表された2つの数値の差を算出単位です。

## ＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い賃金を指します。（ただし、業務改善助成金は、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要はありません。）

事業場内最低賃金の計算法は、地域別最低賃金（国が毎年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金）と向後、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部または賃金課までお問い合わせください。

## 助成対象経費の例

設備投資	設備投資
・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
・ リフト付特殊車両の導入による送迎時間の短縮	・ リフト付特殊車両の導入による送迎時間の短縮
・ 専門店による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上	・ 専門店による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30~17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

（参考）働き方改革推進支援資金  
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み、設備賃金や雇止め賃金の増額を行っています。詳しくは、事業場が属する都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金 検索



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare